

## 「夜の動物公園」プロジェクションマッピング業務委託仕様書

- 1 委託業務の名称 「夜の動物公園」プロジェクションマッピング業務委託
- 2 委託期間 契約日から令和3年10月31日まで
- 3 業務履行日 令和3年9月11日(土)、9月18日(土)、10月4日(土)  
荒天中止
- 4 履行場所 高知県立のいち動物公園 ピクニック広場
- 5 委託業務 受託者は、次の業務を行うこと。
  - ・ 上映作品の制作
  - ・ 本事業の運営
  - ・ 本事業の会場準備・撤収
  - ・ 成果品の納品
- 6 業務の内容
  - (1) 上映作品の制作
    - ・ 当事業における「プロジェクションマッピング」は園内の環境に配慮した投影をするとともに、その映像に合わせて音楽を放送するものとする。
    - ・ 本事業で制作する作品は、開園30周年を記念し、のいち動物公園の魅力が伝わるものとし、県内外の多くの人々が来園する機会となる集客性・話題性の高い内容とする。
    - ・ 作品の1回の上映時間及び回数については、当園との協議により決定する。
    - ・ 映像の投影場所及び観覧場所は、ピクニック広場とする。
    - ・ 作成した映像や音源は、委託者に事前に内容を確認し、求めに応じて適宜修正すること。
  - (2) 本業務の運営
    - ・ 委託者の指示により、随時、投影及び音源の放送を開始または中止でき、また音量操作が出来る専任のスタッフを常駐させること。
    - ・ 会場及び周辺の来園者の誘導に配置する警備員は、当園が配置する。
    - ・ 観覧者の安全を確保するため、パーティションポール等により、観覧場所を仕切ること。
  - (3) 本事業の会場準備・撤収
    - ・ 本事業に必要なプロジェクター、イントレ等は、受託者が手配すること。
    - ・ 受託者は、制作した作品を会場でテスト投影し、映像の投影状況や音の反響等につき確認し、必要に応じて調整を行うこと。
    - ・ テスト投影には、委託者が必要と判断した関係者が立ち会う。
    - ・ 受託者は、本事業の実施に必要な機器の設置及び撤収を行うこと。

#### (4) 成果品の納品

①本事業で制作した作品の音声入り動画	1 回目のイベント実施後 14 日以内	動画投稿サイトでの公開、公共の場での放映など広報に用いることが可能な形式でデータ格納したDVD
②本事業の投影や来場者の様子が分かる動画	10 月 31 日まで	動画投稿サイトでの公開、公共の場での放映など広報に用いることが可能な形式でデータ格納したDVD

#### 7 事業実施における留意事項

- ・業務の履行の全行程において、安全管理を徹底し、関係者、通行者または第三者に対して、トラブルや事故がないよう、最新の注意を払うこと。
- ・業務で使用する施設内外の火災、盗難等事故防止に努めること。
- ・委託者の信用を傷つけ、または委託者の不名誉となるような行為を行わないこと。
- ・業務上知り得た秘密を漏らさないこと。委託契約の終了後も同様とする。
- ・業務履行上、営利活動、宗教活動または政治活動を行わないこと。
- ・本事業により作成する一切の成果物の権利は、全て当園に帰属するものとする。
- ・受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含まれるものとする。
- ・契約の不履行または不履行により委託者または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- ・その他、この仕様書に定めのない事項については、受託者は委託者と協議のうえ、決定するものとする。

#### 8 費用の負担

本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。